
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年1月26日（金曜日）

日 時 令和6年1月26日（金）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長、副委員長の選任
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年1月26日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（6名）

浅田 郁雄	藤原 正伸
関 綾乃	尾崎 里美
西本 英輔	嵯峨山 博

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員等

企画総務部総務課支援員 藤岡 治良

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮元 広司君 議会事務局次長 ————— 榎谷 進一君

午前9時00分開会

○臨時委員長（浅田 郁雄君） それでは、ただいまから第1回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

本審査会は、令和5年12月22日に開催しました議会運営委員会において、藤本邦彦議員より、令和5年12月19日付提出された「朝来市議会政治倫理条例違反第12条第1項の措置を講ずる件

(令和5年11月30日付)について、本会議採決のやり直し、または政治倫理審査会での再審査の請求」について協議が行われ、その結果、朝来市議会政治倫理審査会を設置し再審査を行うことが確認されました。その後、議長指名により新たに6名の審査委員を指名し、政治倫理審査会を本日設置しました。

また、委員の任期は当該審査が終了までとなっていますので、よろしくをお願いします。

まず最初に、正副委員長の互選を行いたいと思います。

正副委員長の互選につきましては、委員長が決まりますまでは、朝来市議会委員会条例第10条第2項の規定により準用して、年長の委員が委員長の職務を行うこととさせていただきますので、私のほうで進めさせていただきます。

それでは早速、朝来市議会政治倫理審査会の委員長について、どのようにさせていただきますでしょうか。

尾崎委員。

○委員(尾崎 里美君) 指名推選で、議運の委員長でもありますし、適正公平に判断していただけたらと思います、浅田委員を推選します。

○臨時委員長(浅田 郁雄君) ただいま推選との声がありました。

推選ということで、御異議ございませんか。

関委員。

○委員(関 綾乃君) 浅田委員は、議運の委員長も兼ねておられますので藤原委員を推選します。

○臨時委員長(浅田 郁雄君) ただいま藤原委員を推選しますということで、異議がありました、どうでしょうか、どのように諮りましょう。

藤原委員。

○委員(藤原 正伸君) 議運とのかかわりの問題であるということであれば、私も議運の副委員長をしておりますので、この審査会の成り立ちの経緯から考えまして、西本前議長を推選いたします。

○臨時委員長(浅田 郁雄君) ただいま藤原委員のほうから、西本前議長にという声でしたが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長(浅田 郁雄君) 今、名前が挙がったのが、私と西本前議長と藤原委員の3名ということになりましたが、皆さんどうでしょうか。

局長。

○議会事務局長(宮元 広司君) 先ほど指名推選によるという方法自体は皆様異議なしということだったんですけども、お名前がお三方が出ておりますので、こうなりますと投票により決定いただくことが順当かなと考えますが、いかがでしょうか。

○臨時委員長(浅田 郁雄君) それでは、局長のほうから投票という声があるんですけど、投票でよろしいですか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

投票の声がありますので、選挙の投票の方法で行いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名です。

次に、立会人を指名したいと思います。

立会人は、関委員と尾崎委員を指名いたします。

なお、念のために申し上げますが、投票の結果は、法定得票数に達しない場合は、改めて選挙を行います。

また、得票数が同じで、かつ法定得票数に達している場合には、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行います。

以上、承知願います。

投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩いたします。

午前9時5分休憩

午前9時8分再開

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 会議を再開します。

投票用紙をお配りいたしました。

なお、投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名のみを記載願います。白票並びに氏名以外の事柄を記載したものは無効といたしますので御留意いただきたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午前9時8分休憩

午前9時9分再開

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 会議を再開します。

投票用紙配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席順に指名を呼びますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（宮元 広司君） それでは、よろしく願いいたします。

関委員願います、尾崎委員願います、藤原委員願います、西本委員願います、嵯峨山委員願います、浅田臨時委員長、願います。

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

関委員、尾崎委員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票、白票ゼロ。

有効投票のうち、私、浅田郁雄、3票、藤原正伸、3票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、得票が同数の場合は、改めてくじでさせていただきます。

浅田郁雄君と藤原正伸君については、いずれも得票数が同数で法定得票数を満たしていますので、くじによる抽せんを行います。

それでは、2人は前に出てください。

くじの立会人は関委員と尾崎委員に願います。

最初にくじを引く順番を定めるくじを引きます。議席順で引いていただきますので、まず最初に藤原委員、続いて浅田委員、順にくじを引いていただきます。

〔くじ引き〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） 1番目に私、浅田郁雄、2番目に藤原正伸君が引きますのでよろしく願います。

〔くじ引き〕

○臨時委員長（浅田 郁雄君） ただいまのくじによる抽せん結果を発表します。

浅田郁雄君が当選人と決定しました。どうか御承諾願います。よろしく願います。

委員長となりました浅田郁雄さんに御挨拶をお願いすると書いてあるので、そのまま読ませていただきました。

○委員長（浅田 郁雄君） 挨拶と言われたんですけど、議連の委員長でもありますし、また副委員長が藤原委員ということで、この結果を真摯に受け止めて、この市議会をスムーズに行えるようにいきたいと思っておりますので、皆さん委員さんの協力をよろしくお願いを申し上げて、簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

まさか投票になるとは思いませんでしたので、読んでいく順番が分からなくなりまして、大変失礼いたしました。

次に、副委員長の互選を行います。

どのようにさせていただきますでしょうか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 委員長指名をお願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 委員長指名という声がございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 委員長指名ということで、それでは委員長のほうで推選させていただきます。

議運の委員長も私がしておりますし、副委員長も藤原委員がしておられますので、藤原委員を推薦したいと思いますのですが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、藤原委員、よろしくをお願いします。

それでは、副委員長となられました藤原委員、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（藤原 正伸君） 副委員長の御指名をいただきました。

結果的に議運の委員長、副委員長、議運の体制がそのままスライドしたような形ではございますけれども、特に議会運営上、責任を負っております私どもでございますので、不都合はなかろうかというふうには考えております。

委員長を補佐して、適切な審議会の運営に尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしくをお願いします。

暫時休憩します。

午前9時26分休憩

午前9時36分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りということに決定しました。

それでは、4番目、審査事項のほうに入りたいと思います。

1、令和6年1月26日付、審査付託について協議を行います。

初めに、審査付託書について森田議長より報告をいただきます。

議長、よろしくをお願いします。

○議長（森田 龍司君） それでは、審査付託書。

朝来市議会政治倫理審査会委員長、浅田郁雄様。

朝来市議会議長、森田龍司。

朝来市市議会議員倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を付託します。

- 1、審査の対象となる議員の氏名、藤本邦彦。
- 2、審査の請求の対象となる事柄の該当事項及び内容について。

（朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号）

令和5年12月22日に開催しました議会運営委員会において、藤本邦彦議員より、令和5年12月19日付提示された「朝来市議会政治倫理条例違反第12条第1項の措置を講ずる件（令和5年11月30日付）について、本会議採決のやり直し、または政治倫理審査会での再審査の請求」について協議を行った。

その結果、朝来市議会政治倫理審査会を設置し、再審査を行うことが確認された。

- 3、審査の請求の対象となる事柄を証する書類。

別紙のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 当審査会に審査付託書が提出されましたので、審査付託事項について協議をしていきたいと思えます。

審査会をどのように進めていくか、またスケジュール的なものも含めて、方向性等を決定していくようにしたいと思えますが、意見交換等になると思えますが、暫時休憩をお願いします。

午前9時39分休憩

午前9時41分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤本議員のほうから、付託事項として、議長のほうに提出がありましたので、その件について、出てまいりました資料について、事務局のほうでちょっと読み上げをしたいと思えます。

局長、よろしくをお願いします。

○議会事務局長（宮元 広司君） それでは、委員長からお話がありました、先ほど議長から浅田委員長宛てに審査付託書が提出されたんですけれども、その付託書に審査の請求の対象となる事由を証する書類として添付されております藤本議員から議運の浅田委員長宛てに提出されました文書の朗読をさせていただきます。

まず、送信します。

朝来市議会議会運営委員会委員長、浅田郁雄殿。

令和5年12月19日。

朝来市議会政治倫理条例違反第12条第1項の措置を講ずる件。

令和5年11月30日付について、本会議採決のやり直し、または政治倫理審査会での再審査の請求。

藤本邦彦、兵庫県朝来市山東町森215番地。

政治倫理審査会の審査報告と取るべき措置の勧告が議長に報告されたことを受けて、11月30日の本会議で採決が行われ、9対7で可決され、私の行為が、市議会倫理条例に違反していることを認定し、そしてそれに対する措置として、議場にて議長注意とすることとなり、その措置は直ちに執行されました。

しかしながら、審査会の運営において重視されるべきは、客観性、公正性及び透明性の確保であり、少なくとも、違反事実の誤認や法令の解釈・適用の誤りがあってはなりません。

そして、これらの点は、当然、司法審査の対象にもなると考えます。

ところが、12月11日の横尾議員の本会議一般質問における当局の答弁によって、賛成者の大半が条例違反であることの論拠にした重要な事実が、虚偽あるいは錯誤であったことが明らかになりました。このことにより、賛成者の賛成意見の正当性、妥当性が客観的に見ても、基本的に崩れてしまいました。

したがって、私はこの新しい事実が出来たことに基づき、事情が大きく変化したと判断し、一般の採決の効力は無効、または疑わしいと考えます。よって、採決のやり直し、あるいは政治倫理審査会のやり直しを請求いたします。これは倫理条例違反審査の被請求者としての私の正当な権利であると考えます。

なお、条例違反の論拠にした重要な事実が虚偽であったとは、以下のとおりです。

事情変更の事項について（条例違反の論拠が虚偽、錯誤であったことが判明した）

以下の事実が12月11日の横尾議員の一般質問における当局答弁で明らかとなりました。

(1) 多くの賛成者が、「説明会は契約の場であった」とする論拠とした「国の法令に照らせば、随意契約の場合はここ（生産者募集の公募開始）から契約行為の一環に入っている」（瀧本議員発言10月24日）という発言内容は事実ではなく、誤りであることを市当局が認めた。

(2) 同じく、「市の法制担当もこれは法令に照らせばそのとおりだと認めている」（同議員発言）との発言についても、市当局は「認めていない」と答弁した。

(3) 同じく、「市の法制の見解によれば、随意契約の一連の行為の中に入っているということを認定した」（同議員発言）との発言についても、市当局は「認定していない」と答弁した。

(4) 市当局の政倫審からの質問の回答における「参考資料の随意契約の手続のどの部分に合致するかは、特定し難い」との箇所を賛成者は「合致する部分はあるが、どれであるかは特定し難い」と曲解したが、当局は、答弁で明確に「当てはまる部分はないので特定できない」という意味であると答え、否定した。

(5) 「市場価格とするとあるのは予定価格を作成したと見れるので、生産者公募は随意契約に含まれる」とする賛成意見についても、当局は「それは予定価格の作成とはみなせない」と明確に

否定した。

以上により、賛成者の虚偽の論拠と錯誤の解釈が当局の答弁によって明らかとなりました。

これが事情の変更の内容です。

なお、同内容の請求を議長宛てに提出済みです。

以上でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） ありがとうございます。

審査内容等と再審の請求のことを読み上げていただきました。

このことについても議論をしていただきたいわけですが、皆さんそれぞれ何か御意見ありましたら。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今後の審査会のスケジュール、審査の進め方にも関わることではあるのですが、この再審査の請求の事由の中に書かれております審査会の議論や判断の客観性、公正性、透明性の確保が重要であって、少なくとも違反事実の認定や法令の解釈・適用の誤りがあるとはならないということが主張されておまして、これはもう全くそのとおりであるというふうに思います。

そういう観点からしますと、本来こういう政治倫理審査会というのが、法の解釈・適用の素人と言ったら言い過ぎかもしれませんが、専門家でない議員で構成する審査会で客観的に公正で透明性を持ってやり切るといふことの困難さというものがもともと存在している中であって、ただ現行の条例上は、こういう形を取って審査しなければならないという制約がございます。

審査会の設置の在り方等については、また別途、議論すべき余地はあるかと思うんですけれども、そのような制約がある中でも、この審査会をここで言われている客観的で、公正で透明な審査会とするためには、やはりここで言われている法令の解釈・適用の場合における、いわゆる客観性、公正性を担保する手段としての法的な三段論法、専門家がされているような三段論法に従った考え方、協議の仕方というものをこの審査会でもできるだけやっていかなきゃいけないというふうに思います。

ところが、冒頭申し上げましたように、法の解釈・適用については、我々は専門家ではございません。三段論法で客観性を確保しようとしても、いわゆるその大前提となる、すいません、三段論法というのは、要するに大前提となる法があって、その小前提になります事実行為があって、そしてその当てはめによって結論を導くということです。その出発点である大前提になる法の解釈について、やはりしっかりしたものを持たないと、議論は進められないと思うわけです。

それで、大変僭越ではあるんですけれども、皆さんの御賛同がいただけたら、今回、倫理条例の3条1項3号、これが適用条文として問題となっております。そもそもこの条文がどういうものなのかということについて、逐条解説でもあれば、制定当時の状況であったり、ここに込められた立法趣旨であったりというものを推測することはできるんですけれども、この逐条解説もございませんので、この審査会の審査の出発として、この倫理条例について、本市の専門部局からのレクチャ

ーを受けてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。

専門の方を招いての話のほうがいいんじゃないかということで、異議なしということで、認めさせていただきます。

この審査会に関しては、時間も本当はないんです。実際、スケジュール的にも今日を含めてせいぜい最大4回ぐらいだと思うんです。その日にちももう今日できれば決めていこうかなと思いますが、よろしいでしょうか。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 急な申出ですので、ちょっと事務局を通じて、もし確認が取れて、レクチャーが受けられる状況であれば、それは、今おっしゃいましたとおり、スケジュールが立て込んでいますので、できたら今日、受けれたらいいので、事務局を通じてちょっと確認と依頼をお願いしていただきたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 暫時休憩します。

午前9時53分休憩

午前10時3分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま法制の藤岡治良さんのほうに出席を願って、このことについていろいろと意見をしたり、説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 御足労ありがとうございます。

こちらのほうから提案をさせていただきまして、ちょっとレクチャーを受けたいということでお願いをしたような次第でございます。

今回、倫理条例3条1項3号の解釈と適用について問題となっております。当てはめと言いますか、事実行為が何であって、それがそこに該当するのかどうかということはまた法制の担当の範疇からは外れる話になるかとは思いますが、そもそも大前提として、この条文がどういう意味を持っていて、そこに書いてある契約であるとか、それから介入であるとか、そういう文言がどういう意味を持っているものなのかということをもまずは知っておく必要があるということで、レクチャーをお願いしたような次第です。

そういう範疇でどうぞ御指導のほうよろしく願いをいたします。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 皆さん、お疲れさまです。総務課の藤岡と申します。

よろしく願いいたします。

最初にお断り申し上げますけれども、ちょっと私はぜんそくを持っておりまして、その関係で薬

を服用しております。声がちょっと聞こえにくい部分があるかと思いますが、その辺は御容赦いただきたいと思います。

それでは、今、藤原副委員長さんのほうからお伝えいただいた件、私のほうからこの解釈等について若干の御説明をさせていただきたいと思います。

まず、この倫理条例が制定されました背景から入っていく必要があるのかなというふうに考えます。

そもそも議員に対する懲罰というものがございしますが、これは地方自治法第 134 条以下に規定されておりますけれども、そもそも懲罰と申しますのは、原則として、議場、または議会における議員の言動を対象にしております。したがって、議会外の行動に対して懲罰を科すことは許されておられません。しかしながら、議会外の不祥事につきましても、議会として何らかの対応を求められるということは必然であります。その対応策の 1 つとして、倫理条例が制定されてきたという時代背景がございします。

この条例の意義につきましては、議会外での不祥事に対する懲罰、補完的な機能を行わせる制度として位置づけられるということであります。

本市の倫理条例は、第 3 条に掲げる倫理基準、これを遵守することによりまして、第 1 条に規定する目的を達成しようとするものであります。倫理基準に抵触するか否かの判断は、懲罰案件と同様に違反事実の存否についての厳正な審査が求められますとともに、その際は、恣意的、主観的なものではあってはならず、まして違反事実の誤認でありますとか、本来考慮しなければならないことを考慮せず、あるいは殊さら無視し、または本来考慮すべきでないものを考慮し、あるいは過重に評価する、これを他事考慮と申しますけれども、こういうことがあります。結果に重大な影響を及ぼす、最も重大な結果として、治癒不可能な過失をもたらす可能性があるということであります。

近年、他の市議会では、講じられた措置の取り消しを求める訴訟がかなり発生しております。そのことは、この倫理条例の解釈、運用をめぐっての確たる根拠に基づいてと申しますか、しっかりとした運用がなされていないということがあったということの証左であろうというふうに考えるところであります。

以上、申し上げましたような視点から、この条例第 3 条各号の倫理基準の意義を私なりに解釈させていただきたいと思いますが、そもそもこの条例、平成 18 年に制定されております。その当時、私は直接この条例制定に関与する立場にございませんでしたので、これから申し上げることにつきましては、私の私的な見解であるということ御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、その第 1 号でございしますが、条文は読み上げませんけれども、この号には職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならないとあります。

このことは不正な行為はもちろんのこと、議員の職務に関して、文字どおり疑惑を持たれる行為も、これを行ってはならないということでありまして、当該行為につきましても、これを判断する側からすると、どこまでも範囲が広がって適用されてしまうおそれがあるということです。

第2号以下の基準とは異なりまして行為が特定されておられません。かつ、第2号以下、各号に規定する行為以外の全ての職務に関する行為がこの号の対象になる可能性があります。ゆえに、恣意的、主観的な判断が入り込む危険性があると、そういうふうな号でもあるということでもあります。

ある行為をすることが、特定の不正行為を構成する要件であるといった関係性、これが多くの人に等しく共通理解されるものであるか、そのことがこの号を適用する場合の絶対的な要件であると私は解釈をしております。

この号について、具体的な例を示すことはなかなか難しいとは思いますが、例えば、罪刑法定主義という刑法ではよく言われる言葉がございますが、その罪刑法定主義の視点から、例えば、例を挙げてみますと、許可を得ずに住居に入ること、これは、その理由が不明な場合には、住居不法侵入の罪が問われるという可能性があります。一方、煙や炎が出ていたとしたらどうでしょうか、その場合は、恐らく人命救助ということで、不法侵入の罪には問われない可能性が極めて高くなるということでもあります。

事ほどさように、因果関係がはっきりとしない、客観性があるものかどうかというところがその判断の基準であるべきであって、漫然としたおそれをもって、この号を適用するというのは誤りであるというふうに考えます。

それから、第2号でありますけれども、議員としての地位を利用して、例えば、贈収賄でありますとか、口利き等の働きかけによって金品を授受するということを禁止するというものであります。

この号の適用につきましては、何が地位の利用に当たるのかということがよく問題になります。地位の利用と申しますのは、その行為の遂行を議員としての影響力、あるいは優越性の行使という形で実践されたものであるのかどうかということで判断されるということでもありますので、先ほど申し上げました第1号でありますとか、これから説明を申し上げる他の号同様に、私生活の行為までも含むものではないということで線引きが必要になってまいります。

それから、第3号であります。市が行う契約に関し、特定の業者に対して有利、または不利な扱いをするような行為を禁止するものであります。

その構成要件の1つは、請負契約であるとか委託契約、あるいは一般物品納入契約といった、いわゆる契約の場面であるかどうかということです。

それから、もう一つの要件としては、その場面で行われた推薦や紹介、あるいは介入といった、いわゆる働きかけ、これが事実行為として存在したのかということでもあります。

したがって、これら2つの要件を満たした場合には、この号が適用されるということにはなりますが、いずれかの要件を満たさない場合、その場合は、この号が適用されるということは想定されておられません。

さらに、その事実認定をされる過程において、例えば、拡張解釈でありますとか、類推解釈というふうなものがなされた場合も、これは適用除外になるものというふうに考えております。

なお、ここには何の記載もございませんけれども、この号の適用要件に、例えば、金品の授受、これについては問われておりませんので、仮にこの場面で授受があったとすれば、これは第3号の

みならず、第2号も適用されるということになるかと思います。

それから、第4号であります、これは人事の不介入を定めたものであります。この号では、市職員となっておりますが、市職員とは、正規職員に限らず、いわゆる会計年度任用職員等も対象というふうに解釈すべきであります。

また、採用についてというふうに場面が限定されておりますけれども、冒頭に公正な人事を期すためという規定がございますので、採用のほかにも、昇任や昇格、あるいは降任、降格、それから市職員候補者を不採用にすべきだとか、こういう全ての利益処分、あるいは不利益処分もこの働きかけを行ったとすれば、これは禁止されるべきであるというふうに考えます。

それから、第5号であります、この号は議員個人の政治資金規正法の遵守を目的とすることもさることながら、その後援団体が寄附を受けることにより、結果的に政治資金規正法の規制の網をすり抜けるということがないようにという意図をもって禁止される行為として、ここに書き上げられたものというふうに考えます。

以上が、第3条各号についての私なりの解釈ということでございます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ありがとうございます。

何か質問ありますか。

たくさん言われてちょっと僕も分からないんですけども、よく分からないんですが、契約というのは、ここからここまでが契約ですって、何か決まっているもんなんですかね。

藤岡さん。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 契約につきましては、これまでの審査会でいろいろと議論をされておりますけれども、どこからどこまでが契約だということについては、私は残念ながらその知見を有しておりませんので、ここで具体的に申し上げることはできません。

したがって、契約については、行政組織規則の中で所管が定められております。これは財務課が所管して、契約についての通則的な事項等は承知しておるはずでございますので、誠に申し訳ございませんが、そちらのほうでお聞きになっていただきたいというふうに考えます。

○委員長（浅田 郁雄君） 財務課ということなんですね。

この際ですので、何かお聞きしたいことありましたら。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

1号の御説明をお聞きした中で、規定の抽象性といいますか、非具体性というようなところから乱用のおそれが大いにある規定ということをお聞きをしたんですけども、つまりは客観的な適用が担保できないということであったかと思えます。

2号以下で、私はその抽象的な禁止行為の体系の中から具体的に類型化して、禁止行為を定めているというふうな理解をしております、例えば3号であれば、今おっしゃいました契約の場面における介入行為というものを、客観的に認定できれば、その違反を結論づけてよいというような形

になろうかというふうに思います。

逆に言いましたら、この3号に該当しないということ、つまり契約場面における介入行為等々がないということが明らかになった場合は、そのほかに具体的な禁止条項、具体的な禁止条項のどれかに抵触しない限りは、この1号だけをもって、あなたの行為は違反ですよということとはできないというふうに判断してよいのかなというふうにお聞きをしたんですけども、つまり、ほかに客観的な基準と併せて用いるのであれば、1号も問題になろうと思いますが、1号だけで論じてはならないというような御指摘だったと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 今、副委員長がおっしゃられたところ、私が考えておるのは、説明の際にも申し上げましたが、主観的は判断でもっておそれがある行為というふうに認定することが多々ある、これはある意味、この適用範囲を拡大していくことになりますので、そうすると、これは一方で争いをさらに生じる原因にもなります。

そのことがはっきりと回避されるような方法というのは、この2号以下に掲げられた行為、これに該当するか、その事実行為があったのかどうかということ審査して、その結果として、それを認定するかどうかということになろうと思います。

この1号は、確かに各号列挙されていますので、いずれかの号に該当すれば、これは違反行為として認定されるわけでありましてけれども、おそれというものの実態が果たして皆さん、例えばここに今日お集まりの委員の皆さん全員が、ああそうだねというふうにおっしゃるのでしたら、それは間違いのないと思いますが、仮に1人でも2人でも、はてそうかなというふうに言われたとすれば、これはおそれという言葉の持つ、曖昧さ、抽象さ、それゆえに、誤った答えが導き出されるということになりますので、そこは仮に1人でも異論を唱える方があれば、それについては慎重な運営が必要になるというふうに思います。

したがって、また後ほど機会があればぜひ発言をさせていただいたんですが、現行のこの条例の規定というのは非常に不安定な内容を包含しております。

他の団体の例も既に対比して御覧になったと思いますけれども、これは先ほど申し上げました罪刑法定主義、これをきっちりこの中に持ち込むのはいかがかと思われる部分もありますけれども、少なくとも第三者が判断して、きっちりとこの行為があるから、あなたの倫理基準はこの条例に抵触していますよという結論が導き出されるようなそういう仕組み、それを担保するための仕組みにこの条例は一度整理をする必要があるだろうと、そういう危険性を持ちながら、これから審査に当たっていかなければならないという、ある意味ちょっと重荷を背負ったような運営は覚悟しなければならぬのかなというふうに思います。

したがって、逆説的に言いますと、第1号を適用号とする以上は、相当な議論が必要であると、少なくとも、共通認識されるおそれがある行為であるのかどうか、そこをしっかりと議論して導き出せるのであれば、1号が適用される。ですから、本来はこの1号というのは、本文の中に書き込まれているべきであって、次に掲げる不正な行為、あるいはその行為の構成要件になるような行為をしてはならないとかいう書き方であるべきだったんだろうなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにないですか、いいですか。

今回のこのことが本当に法的に引っかかってくるのであれば、我々、ほかの議員さんもかなり法的に違反をしているような気持ちになってきてたんですけども、結論的には、数の力で勝ってしまっていて、このことが問題になってだめであるということで決定したような形になってしまったんですけども、この今回のことに関して、ほかの議員さんも余り活動がしにくくなるということがかなりあるんです。

こういうふうにされると、議員さんの活動もしにくくなるし、また、議員がどこまでしてもいいのかというのが我々議員は専門家ではないから、法律の、そういうところを物すごく一個一個考えながら行動しなくてはならなくなってしまいうんですけど、そのことについて法制さん、何か助言ではないですけども、何かあればちょっと教えてほしいんですけど。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） なかなかそれにマッチしたお答えというのは御紹介できませんけれども、少なくとも同様の案件は他の団体でもあります。いわゆる政倫審を開催されている団体、そこで行われている議論の経過、これは公開されておりますので、その事案を見るということ、それからもう一つは、裁判事例、何が問題になって裁判になっているのかということ、なかなかその裁判で講じた措置が取り消しされない場合も多々ありますけれども、逆に取り消しの対象になった案件もあります。何がそういう結論に至ったのかということ、やはり先例に学ぶというんでしょうか、事案研究を進めていただくよりないのかなというふうに思います。

といいますのが、この条例中にも規定がありますように、まず、議員としての職務に関してということが書いてあります。そもそも議員の職務に関してということでもありますので、その意味は議員として果たすべき公正な職務の執行、この範疇でその事実行為が行われたのかどうかということです。果たして議員としての公正な職務の執行とは何ぞやということ、これは自問自答していただくよりありませんけれども、少なくとも、そういうことについては、いろんな文献も出ておりますので、まずはこれを当たっていただく、その中で朝来市議会としての答えを導き出す。それは、条例には普通、規則があります。条例1つで、その全てが解決できませんので、あるいは逐条解説でありますとか、それから団体によっては、これの運用基準とかいうものを設けているところもあつたりして、誤った解釈がなされないように、そういう仕組みを作っているところもありますので、そういうところも今後、参考にしていただければ軌道修正はできるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） もう一ついいですか。

今回、本会議において採決され、裁判所であれば一事不再理というようなこともあるんですけども、再審で差し戻しとかする形になったりすることもあるんですけど、この場合、再審請求というか、審査をもう一回してくれということで出てきて、審査するんですけど、一事不再議をひっくり返るような形は多端にあるんですか。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） そもそも一事不再議といいますのは、同一会議中にと
いうことが大前提であります。

したがって、会議が異なりますと、同じ案件であっても、再度審査はできるということでありま
すけれども、今、紹介のありました件につきましては、私がこの条例を見てぬかっておるなという
部分、これが何か所かございまして、そのうちの1つであります。

その辺も今後、条例改正も見据えて、現在抱えておられる政倫審の案件とは別になりますけれど
も、政倫審の運営がしっかりとできるように、この条例についても一定のメスを入れる、併せて補
完する解釈をする材料とかというふうなものも整えていただくというふうにしていただくのが最善
の道であるのかなというふうに思っております。

○委員長（浅田 郁雄君） ということは、一事不再議、会期中にそうなったとしても、次の会期で
は、そういうことは論外というか、また新たにというか、そういう形で考えてよろしいんですかね。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） そもそもそういうことでこの審査会が設置されたもの
というふうに理解しております。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。
副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 先ほどの御説明で、主題になります3条1項3号の適用については、
事実としての契約の存否、それから介入行為の存否の認定が必要であるというふうにお聞きをしま
した。

刑罰法規も引き合いに出して御説明いただきましたけれども、罪を犯す意思なき行為は罰せずと
大前提がございますね。これは今回で言うと、介入と認定される行為があったとして、行為者に介
入の意図がなかった場合、それはどのように判断すればよろしいのでしょうか。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 本人に介入の意図がないというのは、1つ重要なファ
クターだと思いますけれども、結果的にそれが介入したと同等の行為になってしまった場合は、こ
れは介入とみなされてもこれはやむを得んというふうに思います。

○副委員長（藤原 正伸君） そうしますと、この規定というのは、いわゆる厳格に行為犯、過失犯
というものの切り分けはなくて、その行為の結果の評価によって、その辺が故意と過失の間の軽重
関係も含めた総合的な評価の中で、その適用が判断されるというようなことになるのでしょうか。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 私が申し上げました忝意というのは、介入する意図は
なかったというのがどういう状況であったのかというのが少し私には飲み込めませんので、そのよ
うな説明になりましたが、少なくとも介入の意図はなくというのは、例えば、その場に居合わせた
だけであるとか、それが果たして介入かどうか、これは確かにその場の雰囲気とかという、目に見
えない、あるいは口に出しては言わない行為があったとして、それが威圧につながったという部分
は否定はできないかもしれませんが、ただ、それをもって果たして介入と言えるかどうか、
これはより慎重な議論が求められるということでありましょうし、そのことは逆に言えば、これ何
とかしたってえなとかいう発言があった、これは、そのことをもって介入したとは言えると思いま

すけれども、したがって、どういう事実があったか、やっぱり事実行為の存否を問うべきであって、それが分からない以上は介入と判断すべきではないというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございませんか。もうこの際ですので何でも聞いてください。
どんなことでもよろしいです。

○副委員長（藤原 正伸君） 今と同じあれですけれども、そうしますと、結果として、例えば、不正な契約が行われたかどうかというところまでは、この条文は求めてないといえますか、どんな結果が発生したかというのは、議論の対象ではないというか、ごめんなさい、例えば、人を傷つけると言えば、もう目の前に傷ついた結果が出てきて、そのことがなければ、その行為の責任を問われることはないんですけれども、この条項の場合は、結果として、例えば契約において、有利に働いたかどうか、そのことはこの条項の適用について基準にはならないと考えてよろしいか。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 今おっしゃいました点、それはいずれの場面も含むというふうに考えます。

実は、この3条には随分問題のある規定がありまして、その1つは、今、副委員長がおっしゃいました、その行為が不正であるのは事実であるにしても、その行為をもって有利になるようにしむけるのか、あるいは不利になるようにしむけるのかということが書いてない号があります。

例えば、第2号、地位を利用していかなる金品も授受しないこととありますが、果たして全てこの規定でいいのか、といいますのは、その地位を利用して、不正に金品を授受してはならないとすべきではないかというふうに思われます。

それから、人事の関係ですけれども、これは、市職員採用について推薦・紹介をしないこととありますが、これは有利・不利、いずれの場面もありますけれども、そのことは特にここには記載がありません。したがって、いずれの解釈もできる、そういう解釈上、ちょっと不十分なところがありまして、今、副委員長さんのほうからおっしゃられたことは、いずれの場面も想定しないとおかしいのではないかと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。
ちょっといいですか。

前回の審議会で、法制さんのほうから、ここからはもう既に契約に入りますというようなことを聞いて、こういう問題になってきたんだと思うんですよ。

だから、最初に聞いたように、契約ってどこからどこまで契約なんかというのが一番本当の論点になるんじゃないかなと思うんですけど。

藤岡さん。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 今の御質問の件でありますけれども、これは文書回答をさせていただいております。

文書回答の形といいますのは、議会のほうから首長宛てに照会がありまして、総務課は所管の部分、それから所管外の部分、併せて回答をさせていただいております。

契約の部分につきましては、先ほどの説明で申し上げましたように、規則上、所管課が定まって

おりまして、これは財務課に照会をして、そこから得られた回答をもって、総務課の法制担当部分と共に議会のほうにお返しをしております。

したがいまして、これまでの議論の経過で、契約に関して法制のほうからこういう説明があったというふうなことが会議録のほうにも記載されておりましたのですけれども、あれは、総務課がまとめて回答しただけであって、契約の内容について総務課でその案を考えたとかいうことはございません。その点だけは御承知置きいただきたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） それは法制さんのそういった言葉によって、これはもうここからは契約に入るんだというように議員さんが理解をしてしまった、これが間違いの理解なのか、合ってる理解かは、それは分かりませんが、それからまた多分、財務課のほうにいかれて、こういうふうに法制さんが言われたんですけど、多分、これの契約に全てここから入っていますよという理解でよろしいんですかねということであつたのではないかと思うんです。それはまだないんで分からないんですけれども、見てないので。

そんな場合、本当にもう既にここに議員さんが出た時点で契約に入ってきているんですよという範囲というのが僕らは分からんから、もうこれで法制さんがこういうふうに言われた、財務課のほうにこういうふうに言われたということで、間違った理解をしてしまったのか分かりませんが、契約に入ってきてるんだというふうに理解をしてしまつて、こういう問題になってくると僕は一番ここは大事なところだと思うんですけど、それについては法制さんのほうはどうでしょうか。

藤岡さん。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 記載されているその事柄について、ここで殊さら申し上げることはありませんけれども、内容自体は。ただ、首長から回答しました内容、これをよくよく読んでいただければ分かると思います。

会議録を読ませていただいた限り、恐らく誤解をされている部分があるというふうに思います。最後まで読んでいただければ、あんな結論にはならなかったというふうに私は思います。

ということでもありますので、再度、市長からお返ししました回答、これを最後までよく読んでいただいて、会議録と乖離している部分がきっとございますので、そこをまず点検していただくことも必要であろうというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございませんか。

僕と副委員長ばかり聞いとるんですけど、ほかの委員の方はおられませんか。

ないようでしたら、これで法制さんのほうを終わりたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） もしないようでしたら、ちょっと私のほうから。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤岡さん。

○企画総務部総務課支援員（藤岡 治良君） 1つ、検討いただきたい事項を申し上げたいと思います。

今回、政倫審が設置されるに当たりまして、この条例を再度見直しをいたしました。その結果、

何点か問題があるなという部分がありましたので、これについてはどうか答弁を聞いていただければ幸いです。

まず1つ、利益上の取組でありますけれども、倫理条例の逐条解説がございませんので、この逐条解説を整備するという、あるいは整備することが難しいということでありましたら、主要な規定の運用基準といったものだけでも定めていく必要があるのではないかと思います。

なお、その際はいずれの場合でありまして、主観的、恣意的な判断が回避されるような記述があるべきであるというふうに考えます。

同時に、条例の特に第3条の関係でありますけれども、例えば、その地位を利用して強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別、その他の人権侵害のおそれのある行為、議員としての発言、または情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為、こういうものを禁止するような条項が必要ではないかというふうに考えます。

それから、2点目は組織上の取組であります。

市議会の基本条例第13条第1項には、議会は議案等の審査及び調査に当たって必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができるというふうに定めております。

今回のこの政治倫理審査会、これを附属機関として設置をする、既に設置されている団体もごございますので、朝来市においても、この議会基本条例を根拠にすれば大丈夫ということではありますが、そういう審査会を設置した上で、不偏不党、公正な立場からの審査の進行を担保すればどうかと。

現状では、同僚議員さんの倫理基準違反を問うというふうに同類相というふうな話になりますので、ここは岡目八目、第三者の目によって、正当な公正な審査ができるような、そういう仕組みづくり、組織づくりが必要ではないかというふうに考えます。

仮にそういうふうな組織を設置されるとすれば、倫理条例の第6条の改正、これが併せて必要になってまいります。

第6条は、この審査会は委員で構成するというようなことになっておりますので、ここの部分を識見を有する者等に委員構成の要件を変えていくと、そういうふうな仕組み、これが考えられるということでもあります。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） ないようでしたら、これで質疑等を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

大変、今日は法制藤岡さん、どうもありがとうございました。貴重な時間をすいませんでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前 10 時 48 分休憩

午前 11 時 3 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今、法制さんのほうでいろいろと聞き慣れない言葉もちよちよ出てきたわけですが、この意見交換で少し内容を整理していかなくてはならないんですけれども、法制さんが言う、さっきの最後のほうの3つほどあったんですけれども、その中でやっぱり逐次、条例の整備をしたりとか、それから、条例に関して禁止することをもう少し細かくすることも必要だというようなことと言っておられたし、倫理条例では3条のことが大まかになっているので、もう少し法律に詳しい方、または第三者として呼んでするようなことも必要ではないかということはありません。

そのことについて、皆さんがそれぞれ意見を持っておられると思うんですけれども、今日の法制さんのことを聞いて何となく私も少しずつ分かってきたような気がします。

私自身も、議運でもありませんでしたし、また政治倫理審議会に行っていないから、全くそのことはつかめなかったんですけれども、今回、法制さんに来ていただいて、大変よかったなという思いはしております。

それでは、今後の方針等について進めていこうと思っておりますけれどもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、先に言っておけばよかったんですけれども、あくまでこの会議に関しては公開ということで、皆さん、了承していただけますか。よろしく願いいたします。

今後の方針等について進めていくんですが、どのようにしたらいいのか。

○委員（嵯峨山 博君） この委員会、今、公開ということでありましたけれども、前回の政治倫理審査会はインターネットでも公開されておりまして、常任委員会の閉会中の審査とかは公開されていないんですけれども、引き続きこの政倫審については、インターネットでも公開するという会議であるということを皆さんちょっと確認だけしていただいて、そのような委員会の運営でいいのかなどは思いますけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、嵯峨山委員さんのほうから、インターネットのほうでも公開ということで、了解をお願いしたいということですが、よろしいですか。

御異議あります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

では、以上のように決定させていただきます。

その他にいきたいと思いますが、日程についてお諮りしたいと思います。

次回の日程ですが、最初に言ったように日にちもございませんので、今日含めて4回でいたいと思っておりますけれども、日にちを2月9日金曜日午前9時から、2月16日金曜日午前9時から、2月22日木曜日午前9時からということで開催したいと思うんですが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） すいません、日程が今日含め4回というふうに決まったところで、先に委員長のほうからも御提案がされておりますけれども、今後の審査の方針につきまして委員長のほうからは、当局の聴取、それからよふどの恵さんの聴取、そして意見交換、まとめという大きなスケジュール感が示されておりました。私もそれでよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 今、副委員長のほうから、2月9日は、当局、先ほど法制さんのほうが財務課のほうのことをかなり言っておられたので、財務課等を含め、当局のほうを中心に聴取をするということでしたと思います。

それから、2月16日に関しては、よふどの恵、また最初に言ったんですけれども藤本議員さんの意見とか、そういうことも聞かれないんじゃないかなと思うんですが、そのことについて、この2月16日のよふどの恵のときに発言なりを許可したいと思うんですが、委員の皆さんどないでしょう。いいですか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 今のは、よふどの恵さんをお呼びしてお話を聞かせていただいたときに、同時に藤本議員にもという意味合いですか、確認なんですけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） どうしましょう。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 今日レクチャーを受けまして、論点は定まったというふうに思われます。

3条1項3号の関係で言えば、契約の有無というか、存否というか、契約の場があったのかどうか、それがなかったとすれば、もうそれ以上やる必要はないんですけれども、併せて介入行為があったのかどうか、その2つが同時に認められて適用できますよという話でしたので、そこに議論は集中することになると思います。

契約と評価できる事実状態があったかどうか、事実があったのかどうかについては、1つは従来からも議論されております契約の意味についての当局の解釈とか、今日もちよっと出ておりましたけれども、そこを確認する必要がありますので、当局に来てもらって話を聞く必要があります。

それから、前の政治倫理審査会では、当事者のよふどの恵さんからお話は聞いておりません。これは契約の場があったのかどうか、契約と判断できる状況があったのかどうかということについて、最も必要不可欠な方のお話が聞いておりませんので、これは必ず呼ぶ必要があると思います。

藤本委員さんですけれども、多く記録に御意見は載っております。当然、この辺を皆さん確認していただいていると思いますので、私は一委員としての意見としては、特に今日新たに示された論点について、お話を聞く必要はないかなというふうに印象は持っておりますが、政治倫理審査会の

対象議員さんの発言の意向があれば、これを拒否する理由は全くありませんので、御本人さんのお考え次第というふうに思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） 今聞いたのは、当然、第7条7項に審査対象議員は審査会において弁明することができるという規定なんで、それはもう本人さんの意思でよろしいかと思います。

さっき聞いたのは、そのときにという、よふどの恵さんと呼ばれたそのときにというような発言があったので、同時になのか、別個なのかという確認だけを知りたかったんですが。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 皆さん、御意見があればおっしゃってほしいんですけども、私はどれもいいですか、当局も皆さん一堂に会していただければいいと思いますし、今日、お話を聞いていて、委員長の質疑に対して、それは財務のほうの管轄ですというようなことで、その場でやり取りが途切れると非常にこちらも思考を整理するのが難しくなりますので、もう関わる部署の方も当局の方は全部来ていただいたほうが理解が早いという観点で言うと、当局以外の方は、また一堂に集っていただいたらいいかなと思うんですけども、どうでしょうか、何か不都合がありますでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） どうでしょう。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） いや、特に不都合はないんですが、どうなのかなという確認、会議を運営していく中での。

○委員長（浅田 郁雄君） よふどの恵さんと対象議員さんの弁明みたいなものは別個なのか、よふどの恵さんと1つになってするのかということ、そこのところだけなんです。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 1点としては、あくまでも対象議員には弁明の機会ということですので、説明なのか、お答えなのか、弁明なのかというのは分ける必要もあろうかとは思いますが、その辺どういうふうに捉えるかによってちょっと内容も変わってくるのかなと思いますけれども。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 証拠調べの対象としてはちょっと位置づけが違いました、申し訳ありませんでした。当局の方々はみんな対象としての性格は同じですけども、よふどの恵さんと藤本議員さんは違う性格です。

○委員長（浅田 郁雄君） 別個のものということで。

○副委員長（藤原 正伸君） そうですね、もしお聞きするんだということでどうでしょうかね、すいませんでした。

○委員長（浅田 郁雄君） そうということで、別個ということでよろしくお願ひします。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） もし、よふどの恵さんの御都合が、こちらで日にちを設定しているところで、次回か次々回か、どちらか都合のよいほうで来ていただくというようなことになりましようか、事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） こちらがこの日って決めることはできないと思いますので、それによっては当局との前後、先にどちらからお話を聞くかというのは違ってくるかなと思います。以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） よろしいですか。それで調整をお願いいたします。

一応、形としましては、2月9日に当局、それで2月16日には、よふどの恵、また藤本議員ということ、それから2月22日には、意見交換とまとめということで、事務局よろしく願いいたします。

そのように開催したいと思いますが、皆さん委員さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） では、次回の日程ですが、2月9日金曜日午前9時からと決定したいと思います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 法制のほうからも条例の見直し、あるいは改定というようなお話もいただきました。

この委員会、委員長がおっしゃられたように4回ぐらい、その中で条例の見直し等々はもう難しいかと思しますので、今ちょうど議会改革特別委員会を設けておりますから、そちらのほうに内容をおっしゃっていただいて、そこで調整もしていただくというようなところでお願いしたいというふうに思しますので、よろしく願いします。

○委員長（浅田 郁雄君） 条例等については、残り3回でということはとても無理な話なので、今、嵯峨山委員のほうから言われた議会改革特別委員会のほうにという意見があるんですけども、それについて委員の皆さん、どう思われますか。

特別委員の方もここに何人かおられると思うんですが、西本委員。

○委員（西本 英輔君） 確かに議会改革特別委員会でやってもよろしいかとは思いますが、ただ議会改革特別委員会は条例を考えていく委員会ではなくて、議会をいかように改革していくかというところだと思うんですね。

もともと多分、条例改正とか出すのであれば、議運じゃないのかなという気はしますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） いずれにしても一遍、議運に持ち帰らないと判断はできないかと思しますので、議運に持ち帰らせてもらいます。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員、一応そういうことで、よろしく願いいたします。

では、ほかにございませんか。

ないようでしたら、これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会いたします。
御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前 11 時 18 分閉会
